

金山町農業委員会総会議事録

- 開催日時 令和6年2月26日(月)9時58分から11時15分
- 開催場所 金山町役場4階 委員会室
- 出席委員 (14名)

農業委員	1番委員	稲垣 花恵
	2番委員	若林 秀喜
	5番委員	星 光雄
	6番委員	五ノ井 隆
	7番委員	横田 敏宏
	8場委員	渡部 真明
	9番委員	中丸 守
	10番委員	西脇 優
	11番委員	菅家 国男
	12番委員	小林 和衛
	会長	13番委員
農地利用最適化 推進委員	旧川口村・本名村	黒田 修市
	旧横田村	須佐 勉
	旧沼沢村	阿部 和彦

- 欠席委員 3番委員 三瓶 浩一

- 会務報告 (令和6年1月23日～令和6年2月25日)

1月23日 第1回金山町農業委員会総会

(金山町開発センター 委員14名 事務局3名)

農業者等と農業委員会との意見交換会(同上 委員13名 事務局3名)

1月30日 会津若松地方農業委員会連合会研修会

(会津美里町じげんプラザ 委員5名 事務局2名)

2月15日 後期農業委員会会長事務局長研修会(福島市自治会館 会長・事務局長)

- 議事
議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について(所有権移転)
議案第3号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について(賃借権)
議案第4号 農用地利用集積計画について

- その他

- 閉会

農業委員会事務局職員
事務局長 須佐 光夫
事務局次長 土田 純一
事務局主事 前川 泰志

事務局長	<p>おはようございます。定刻より少し早いですが、出席予定の皆さまお揃いですので始めたいと思います。御起立願います。礼、御着席願います。</p>
会長	<p>皆さま、改めましておはようございます。例年より浅雪、暖冬で生活には楽ですが、異常気象でこの先心配な面もあるところですが、先日雪まつりが開催され、農業委員会としては今年、ふるまい酒をてまえ酒で対応させていただき大変好評でした。ご協力ありがとうございました。</p> <p>それでは第2回農業委員会総会を開会します。会議録署名人を2番委員、5番委員お願いします。会務報告を事務局お願いします。</p>
事務局	<p>令和6年1月23日から令和6年2月25日までの会務報告をします。1月23日第1回金山町農業委員会総会が金山町開発センターで行われ、委員14名、事務局3名の出席がありました。同日農業者等と農業委員会との意見交換会が行われ、委員13名、事務局3名の出席でした。1月30日会津若松地方農業委員会連合会研修会が会津美里町じげんプラザで開催され、委員5名、事務局2名が出席しました。2月15日後期農業委員会会長事務局長研修会が福島市自治会館で開催され会長と事務局長が出席しました。以上です。</p>
会長	<p>事務局から説明がありましたが、1月23日農業者等と農業委員会との意見交換会が開催されましたが、今回は農地中間管理機構から講師を招いて地域計画について講習をしていただきました。その後、農業者等と農業委員会との意見交換会、懇親会を行いました。1月30日は会津美里町のじげんプラザで会津若松地方農業委員会連合会研修会に金山町からは5名が出席しました。今まではコロナの影響で参加人数に制限がありましたが解除になったのでこれからは大勢の方の参加をお願いします。2月15日は会長、事務局長研修会でしたが、内容は主に地域計画に関する研修で令和6年度中に目標地図を作成しなければいけないという内容でした。</p> <p>以上会務報告に関して何かご意見、ご質問等ございませんか。</p> <p>ないようでしたら、議事に移ります。議案第2号農地法第3条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(議案朗読・説明)</p>
会長	<p>大志地区担当の9番委員、お願いします。</p>
9番委員	<p>現地確認に行きましたが問題ないのでよろしくお願いします。</p>
会長	<p>横田地区担当の8番委員は当日都合が悪くて現地確認には同行しませんでした。それまで受け人の相談を受けていたそうですので説明よろしくお願いします。</p>
8番委員	<p>昨年11月に石垣島から移住し、町で農業をしたいと相談を受けました。来た当初、赤カボチャを作りたいと話していたので、私が協議会として家も近くなので</p>

会長	<p>教えながら毎年少しずつ増やし、やって行こうと話していました。住宅だけでなく山林を含め土地を引き継ぎ、これから自分の仕事として農業をやっていき、いずれは農家民泊をやりたいそうなので、出来るだけ手助けをしていきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。</p> <p>この二つは長い間空き家で、後継者もないので第三者に譲り渡す案件です。横田地区の方は6年度から赤カボチャ、田も2枚あり大自然が利用権設定をしています。1枚はもち米を作りたいと話していたので、意力的だと思いましたが問題ないと判断しました。皆さんから、質問等、何かございませんか。</p>
10 番委員	<p>横田地区の共有の土地についてですが、「うち〇㎡」と書いてありますが、この書き方は、町独自の書き方ですか。それとも県の様式ですか。</p> <p>例えば車1台を4人で共有している場合、「タイヤは私のもの」ではなく、車全部が使えます。なので、面積の「うちの〇㎡」しか使えないのではなく、全部使えるわけです。例えば、2分の1が持分でしたら、全部使えますが費用負担も利益も半分ずつになるということです。</p> <p>そのうえで、山林化した農地の所有権移転が難しいから農地法で通すのではなく、前回の総会で議題にあがった、職権で通す方法を指導するのが農業委員会の在り方ではないかと思えます。</p>
事務局次長	<p>相続登記が終わっていない状態でさかのぼって相続人を探すのが難しく、やむを得ずこういった方式となった次第です。</p>
10 番委員	<p>譲受人は山林化した農地も一緒に貰ってもらわないと駄目だということですよ。そういう理由の所有権移転をしないために行政が強制的に整理していこうということなのに、大変なのと言うならこの制度自体が何で考えたのかということになります。今後は非農地化を先に進めるやり方でという考え方でいいですよ。</p>
事務局次長	<p>令和6年4月以降は相続登記の義務化が始まります。集落から共有権もうまく整理できるという話も聞くので、そういったことを見ながら整理していきたいと思えます。</p> <p>農業委員会として今の段階では、追跡が困難な共有権者に対して立ち入りや職権の処理をする通知を出せない状況です。</p>
10 番委員	<p>なかなか難しいとは思いますが、これからも出てくると思うので、公告でやるのか県等と相談して考えて欲しいです。</p>
会長	<p>他にありませんか。</p>
2 番委員	<p>共有財産なのに地区から承諾を得なくてもいいのですか。決裁を得ず売買をしてもいいのですか。</p>

事務局	農業会議に相談したところ、所有者の申請のみで問題ないとのことでした。
2 番委員	口頭ですか。
事務局	文書で貰いました。ただ、後々もめる可能性がありますので、区長にも相談したところ問題ないとのことでした。
11 番委員	各地区に共有地があると思いますが、私の地区の規約では新しく来た人は入ることができません。各地区に規約があると思いますが、地区の規約と国の規約どちらが優先されますか。
事務局次長	今回は、あくまでも所有権の名義が変わるだけの問題で、共有地には影響ができません。
11 番委員	勝手に決められないと思いますが。
8 番委員	共有地の代表者が変わるだけではないのですか。
10 番委員	共有というのは、どこの部分ということではなく、例えば相続もそうですが、4 人家族の父が亡くなって相続人が 3 人いる場合、家全体が 3 人で持っているということです。今回、11 人の共有地の場合、どこがではなく全部を 11 人で持っているのです。
推進委員 (旧川口・本名)	登記簿謄本はいつとりましたか。いつ頃登記しましたか。国有地から譲渡したようになっていませんか。
事務局	大曾根の農地の場合ですが、第 3 条の申請で全部事項証明書を提出してもらっており、こちらには管轄転属により登記で平成 19 年になっています。
推進委員 (旧川口・本名)	国有地から払い下げになって登記したのですか。
事務局次長	それはわかりません。
推進委員 (旧川口・本名)	多分、地区に払い下げたと思いますが、地区で払い下げが出来なかった時期があったそうです。それで、個人の名前だけを借り、権利は地区で管理するということで、例えば当時の区長さんの名前を借りて登記したと思います。法律的には登記をした人の所有権になるわけですが、実際はその地区で権利があることになっていると思います。このまま通しても問題はないと思いますが、確認をしてはっきりさせた方がいいと思います。横田地区の受け人の方はわかっているのか、農業委員会としてこのまま許可していいのか、問題があると思います。

会長	農業委員会では、登記に関しては関知していませんよね。
事務局次長	はい。
推進委員 (旧川口・本名)	登記されている人が法的には権利があるので、何をしてもいいと思います。しかし、実際の権利は地区にあるので、地区の中で話し合いをして解消していかないと後々問題になると思います。
8 番委員	横田地区の案件ですが、私もはっきりしたことはわかりません。共有地に関しては以前に分割して分けたのですが、どういうわけか一部残っています。
10 番委員	先ほど聞くのを忘れていいましたが、農地法 3 条の許可要件に農地を全て使う事とありますが、共有地の場合は概念的にはどうなのですか。
事務局次長	共有地の場合、別枠では特にありません。
10 番委員	権利が全てあるわけではないのに、全てを効率的に使うのですか。
事務局次長	私も気になったので、この案件ではありませんでしたが、自分の持分以外を耕作するにはどうしたらいいのか農業会議に聞いたところ、過半の同意が必要だと言われたので、耕作する場合はそのように指導したいと思います。
10 番委員	今回、同意はしたのですか。
事務局次長	資料を見ていただいた通り山林化しているので、実際の耕作は不可能だと思います。今回は名義変更だけを考えてほしいと思います。
10 番委員	私は今回は承認できません。
推進委員 (旧川口・本名)	8 番委員、当時の経過をわかる人はいないのですか。
8 番委員	10 年位前まではいたと思いますが、今はいません。
推進委員 (旧川口・本名)	当時の決議文はありませんか。共有にしたのにはそれなりの理由があると思うので、ただ名義変更をするのはどうかと思います。
会長	皆さんから多くの意見を頂きましたが、継続審議ということで次回の総会で再度審議することはいかがですか。
一同	はい。

会長	<p>それでは、この案件については次回の総会で再度検討することになります。その他皆さんから何かございませんか。</p>
事務局長	<p>皆さんからの貴重なご意見ありがとうございました。今後、共有地問題、所有者不在、所有者不明の土地についてはかなり出てくると思います。</p> <p>なお、先ほど皆さんからご意見がありましたが、共有地に関しての各地区の決め事があると思いますので、農業委員会では提案して決まれば終わりますが、やはり地区の方を優先し了解を得てから提案するのが筋ではないかと思います。よろしくをお願いします。</p>
11 番委員	<p>共有地以外は問題ないので、今回は案件を 2 つに分けて出した方がいいのではないかと思います。</p>
会長	<p>数名の委員から意見、質問等がありましたが、次回の総会までに事務局で調べて報告してもらうということによろしいでしょうか。</p>
事務局長	<p>場合によっては分割して出させてもらいます。</p>
会長	<p>それでは、次の議案第 3 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について（賃借権）事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>（議案朗読・説明）</p>
会長	<p>説明のとおり航空写真による確認でした。川口地区担当委員をお願いします。</p>
6 番委員	<p>借受人が農業従事者でないため、このような設定になりましたが再設定で問題ありませんのでよろしくお願いします。</p>
会長	<p>再設定なので問題ないと思いますが、皆さんから何かございませんか。ないようでしたらご承認いただけますか。</p>
一同	<p>はい。</p>
会長	<p>次の議案第 4 号農用地利用集積計画について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>（議案朗読・説明）</p> <p>なお、8 番委員、旧横田村推進委員の案件がありますので、当該審議の際は各委員は退席となります。</p>
会長	<p>補足説明ありましたらお願いします。</p>

1 番委員	借受人から話しを聞きましたが、認定農業者を目指したいということで赤カボチャを耕作するそうです。特に問題はないと思いますのでよろしくお願いします。
会長	何かございませんか。ないようでしたら、ご承認いただけますか。
一同	はい。
会長	8 番委員の案件について、当事者の 8 番委員、一度退席願います。 (8 番委員退席)
会長	それでは、8 番委員の利用権再設定について意見、質問等ございませんか。ないようでしたらご承認いただけますか。
一同	はい。 (8 番委員入場)
会長	次に、旧横田村推進委員の件について、一度退席願います。 (旧横田村推進委員退席)
会長	それでは、旧横田村推進委員の再設定について意見、質問等ございませんか。ないようでしたらご承認いただけますか。
一同	はい。 (旧横田村推進委員入場)
会長	議案第 4 号農用地利用集積計画については承認いただきました。ありがとうございました。 その他、皆さんから何かございませんか。ないようですので閉会したいと思います。ご苦労様でした。

以上の会議の内容は書記が記載したものであるが、その内容は正確であることを証するため署名する。

令和6年2月26日

福島県大沼郡金山町農業委員 署名委員

議長 栗城 元一

委員 星 光雄

委員 若林 香喜